

◎新潟県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画及び五泉都市計画下水道事業
 - (2) 名称 信濃川下流流域下水道（新津処理区）
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業施行期間
昭和54年9月25日から令和14年3月31日まで
- 5 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし